

3月9日、大阪地方裁判所が、原爆症認定訴訟について出した判決について、
厚生労働大臣に対して、「控訴をするな」の申入れをしてください

原爆症認定近畿訴訟弁護団

弁護団長 弁護士 藤原 精 吾

幹事長 弁護士 尾藤 廣 喜

事務局長 弁護士 愛 須 勝 也 (連絡先)

TEL06-6356-1591/FAX06-6351-5429

各位におかれましては、日頃から原爆症認定訴訟へのご協力に感謝申し上げます。

去る3月9日、大阪地方裁判所第2民事部(山田明裁判長)は、2名の原告につき、原爆症認定申請却下処分を取り消す(うち1名については認定の義務づけも含む)勝訴判決を言い渡しました。

原告らの申請疾病は、いずれも積極認定の対象疾病とされている心筋梗塞であり、かつ、それぞれ積極認定の範囲とされる「爆心地より2.5キロメートルで直爆」、「原爆投下直後に入市」した被爆者でした。しかし国が、心筋梗塞につきごく限られた近距離被爆者を除きすべて却下するとの運用を行ってきた結果、原告らも却下されたのです。

今回の判決は、心筋梗塞と放射線被爆との間には有意な関連を認めることができるとした上で、原告らが相当程度の放射線被曝を受けていること、放射線被曝との関連性が疑われる疾患に次々かかっていること、若年時に被曝していること、積極認定の対象であること等を総合的に考慮して、原告らの心筋梗塞の放射線起因性を認めました。これは、集団訴訟判決の到達点ともいえる判決であり、かつ、国が自ら策定した「新しい審査の方針」に従えば当然の結論であり、控訴する余地はもは

やないというべきです。

2009年8月6日の「原爆症集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」では、「一審判決を尊重し、一審で勝訴した原告については控訴せず当該判決を確定させる。」とされ、国はこれに基づき、集団訴訟については一審判決を確定させてきました。今回の原告らは確認書の対象外ですが、確認書締結に際して、内閣官房長官は、「19度にわたって、国の原爆症認定行政について厳しい司法判断が示されたことについて、国としてこれを厳粛に受け止め、この間、裁判が長期化し、被爆者の高齢化、病気の深刻化などによる被爆者の方々の筆舌に尽くしがたい苦しみや、集団訴訟に込められた原告の皆さんの心情に思いを致し、これを陳謝します。」と謝罪の言葉を述べています。

原告らの年齢はすでに80歳を超えています。原告の一人は、被爆の事実を隠し続けてきましたが、自らが苦しんできた疾病が原爆によるものと確信し、勇気をふりしぼって訴訟を闘ってきました。この原告は、当初提起した認定義務付け訴訟につき2010年4月には判決が言い渡される予定でしたが、その直前に厚労省が却下処分を行った結果、今回の判決言い渡しまでさらに2年もの年月を要しました。原告中村さんは、却下処分後、訴訟となり解決が長引く間に脳梗塞を発症し、重い後遺障害を残しました。勝訴判決を受け、言語障害が残る中で言葉をふりしぼり、「本当に長かったです。60何年を経てようやく終戦がきました。」と涙ながらに述べたその思いを、これ以上踏みにじることは断じて許されません。

そこで、各位にお願いです。

厚生労働大臣に対して、今回の判決に控訴することなく、判決を確定させることを求める要請文（別紙）を送って下さい。

控訴期限は、3月23日（金）です。

よろしく願いいたします。

以上

厚生労働大臣 小 宮 山 洋 子 殿

(FAX 03-3502-3090・厚生労働省健康局総務課)

3月9日付け大阪地方裁判所・原爆症認定申請却下処分取消判決に対し、控訴しないでください！

本年3月9日、大阪地方裁判所第2民事部は、原爆症認定申請却下処分を取り消す（うち1名については認定の義務づけも含む）勝訴判決を言い渡しました。

厚生労働大臣は、この判決を真摯に受け止め、控訴をしないでください。

併せて、1日も早く、裁判所の判断にしたがって、原爆症認定基準の抜本的改定をしてください。

2012年（平成24年）3月 日

住所

氏名

(私のひとこと)

--